高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市における既存住宅の耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による 被害を軽減することを目的として、当該既存住宅の耐震改修工事又は除却工事を行う者に対して補助金を交付 することに関し、補助金等の交付に関する条例(昭和29年条例第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定 めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に建築された人の居住の用に供する建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)で一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅 (事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあっては、これらの用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であるものに限る。)をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
    - ア 国、地方公共団体その他の公の機関が所有するもの
    - イ 販売を目的とするもの
    - ウ この要綱に基づく補助金のほかに、国、地方公共団体その他公的機関から同種類似の補助金等の交付 をうけているもの
  - (2) 既存木造住宅 既存住宅のうち、軸組構法又は枠組壁工法により建築された木造のものをいう。
  - (3) 既存非木造住宅 既存住宅のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造のもの並びにこれらの構造と木造とを併用するものをいう。
  - (4) 住宅耐震診断上部構造評点 高知市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱(平成22年6月1日制定。以下「派遣事業実施要綱」という。)第2条第1号に規定する住宅耐震診断による上部構造評点をいう。
  - (5) 登録設計事務所 高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱(平成19年4月17日高知県制定。以下「県登録制度要綱」という。) に基づき登録された建築士事務所をいう。
  - (6) 登録工務店 県登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。
  - (7) 耐震診断士 派遣事業実施要綱第2条第2号に規定する耐震診断士をいう。
  - (8) 構造設計一級建築士等 建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士又は当該既存非木造住宅が鉄骨造の構造部分を有する住宅の場合は鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅の場合は鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する住宅の場合は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者をいう。
  - (9) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事 (既存木造住宅については、登録工務店が施工するものに限る。)をいう。
  - (10) 耐震改修計画作成 耐震改修工事を実施するための計画(以下「耐震改修計画」という。)及び当該計画に係る積算見積書の作成(既存木造住宅については、登録設計事務所が行うものに限る。)をいう。
  - (11) 除却工事 既存木造住宅(これに付随する門及び塀等を除く。)の全部を除却する工事であって、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に請け負わせるものをいう。
  - (12) 認定ソフト 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフトをいう。
  - (13) 利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満た

す者とする。ただし、除却工事で、業のために行おうとする不動産販売、不動産貸付又は駐車場運営 等を業とする者を除く。

- (1) 既存住宅の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等市長が特に必要と認める者については、この限りでない。
- (2) 県税及び市税を滞納していない者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第 28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合には、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行う既存住宅の耐震改修計画作成及び耐震改修工事又は既存木造住宅の除却工事で、別表第1に定める補助要件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が行う補助対象事業 に要する経費の全部又は一部とする。
- 2 補助金額は、別表第2に定める補助金限度額を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額とする。
- 3 補助対象者が行う耐震改修工事のうち、耐震補強に明らかに寄与しない工事があるときは、当該工事に係る 経費を分離して算定するものとする。

(事業の認定)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、当 該補助対象事業について、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたと きは、この限りでない。
- 2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、補助事業認定申請書(第1号様式又は第1号の2様式)に関係 書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 既存木造住宅の耐震改修計画作成及び耐震改修工事の認定申請は同時に行わなければならない。
- 4 補助対象者は、第2項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(前条第1項の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- 5 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書(第2号様式又は第2号の2様式)により、これを認定しないときは所定の補助事業認定申請却下通知書により、 当該申請をした補助対象者に通知するものとする。
- 6 市長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。 (事業認定の取下げ)
- 第7条 前条第1項の認定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の認定申請を取り下げようとするときは、当該事業認定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助事業認定申請取下届出書により市長に届け出るものとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助事業の事業認定はなかったものとみなす。

(事業認定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を

取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく 命令に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助事業認定取消通知書により補助事業者に通知 するものとする。

(補助事業の変更承認等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等 承認申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、 次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
  - (1) 耐震改修計画及び耐震改修工事の施工箇所及び施工方法の変更(既存木造住宅については、認定ソフトの精密診断法により診断した耐震改修工事後の上部構造評点の最小の値が下がらないものに限る。)
  - (2) 補助対象経費の30パーセント未満の増減額。ただし、補助金額の増額を伴うものを除く。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は廃止の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認(否認)通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。 (交付申請)
- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第4号様式、第4号様式の2又は第4号の3様式)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 既存木造住宅について、やむを得ない事情により、耐震改修工事を行えなくなった場合は、耐震改修計画作成に係る部分のみ交付申請を行うことができる。
- 3 前項の規定により補助金の交付を受けたものは、第6条の事業の申請を改めてすることができる。この場合、申請できる補助金は耐震改修工事に係る部分のみとする。
- 4 第6条第4項ただし書の規定により認定申請をした補助事業者は、前項の申請に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して申請しなければならない。
- 5 第1項の申請は、第6条第5項の規定により認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

- 第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、 適当と認め、交付すべき補助金額を確定したときは補助金交付決定兼補助金額確定通知書(第5号様式又は第 5号の2様式)により、適当でないと認めたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助事 業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査において、前条第1項の申請の内容に不備があると認めるときは、所定の 補正指示書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の通知があったときは、原則として当該通知を発した日の翌日から起算して60日以内 にその内容を補正しなければならない。
- 4 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。 (交付申請の取下げ)
- 第12条 補助事業者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、 当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届 け出るものとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。 (補助金の交付請求及び交付)
- 第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けたときは、

補助金交付請求書(第6号様式又は第6号の2様式)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する ものとする。

(代理受領)

- 第13条の2 補助事業者は、耐震改修計画作成、耐震改修工事又は除却工事に係る補助事業のそれぞれの事業区分について、前条第1項の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、耐震改修計画作成に係る補助金にあっては当該耐震改修計画作成を行った者に、耐震改修工事に係る補助金にあっては当該耐震改修工事を行った者に、除却工事に係る補助金にあっては当該除却工事を行った者に委任する方法(以下「代理受領」とする。)により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、耐震改修計画作成を行った者、耐震改修工事を行った者又は除却工事を行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。
- 2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第11条第1項の規定による補助金額の確定後に、補助金交付請求書(代理受領)(第7号様式又は第7号の2様式)に請求及び受領に関する委任状(第8号様式又は第8号の2様式)を添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。 (補助金の交付決定の取消し)
- 第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
  - (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
  - (4) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
  - (5) 補助事業を廃止したとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返環)

- 第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 第6条第3項ただし書の規定により認定申請をした補助事業者は、第10条第1項の申請の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(第10条第2項の規定により減額して申請した場合は、減額した金額を超える金額)を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(調査等)

- 第16条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出 若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。
- 2 市長が前項の規定による検査のうち耐震改修工事に係る現場検査を行う場合、補助事業者は、既存木造住宅にあっては耐震改修計画作成を行った耐震診断士又は耐震改修工事の現場確認等を行った耐震診断士、既存非木造住宅にあっては耐震改修計画作成を行った構造一級建築士等又は耐震改修工事の現場確認等を行った一級建築士若しくは二級建築士を当該現場検査に立ち会わせなければならない。

(整備保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する 会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(利子補給制度に係る取扱い)

- 第18条 補助対象者は、利子補給制度を利用する場合、第6条の規定による認定申請時に、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書(以下「利子補給証明書」という。)の発行を市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容の審査等を行い、利子補給制度の対象であると 認めたときは、第6条第5項の補助事業認定通知時に、利子補給証明書を発行するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(補助金の交付申請の特例)

2 平成25年度の補助事業(平成25年11月1日前に事業の認定申請をしたものに限る。)に係る補助金の交付申請については、第12条第2項中「第6条第4項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内」を「平成26年2月20日まで」と、第2号様式中「この補助事業認定通知書を受けた日の翌日から起算して1年以内」を「平成26年2月20日まで」と読み替えて適用する。ただし、平成26年2月20日までに交付申請することが困難と市長が認めたものについては、この限りでない。

附則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成19年10月9日から施行し、平成19年9月3日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の適用の日(以下「適用日」という。)前に作成された耐震改修工事を実施するための設計図書 (計画書及び積算見積書を含む。次項において「改修計画」という。)については、高知県木造住宅耐震化促 進事業費補助金交付要綱(平成19年4月17日制定。次項において「県補助金要綱」という。)附則第7項の規 定を準用する。
- 3 適用日前に作成された改修計画に基づき実施された耐震改修工事については、県補助金要綱附則第8項の規 定を準用する。

附則

1 この要綱は、平成21年5月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の日前に改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定 を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第5条第1項の規定は、平成23年6月30日から適用 する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第5条第1項の規定は、平成23年6月30日以後に耐震改修工事請負契約(以下 「請負契約」という。)を締結する者に係る補助金について適用し、同日前に請負契約を締結した者に係る 補助金については、なお従前の例による。
- 3 平成24年4月1日前に改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を 受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規 定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の目前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき交付申請があったものに係る補助金の交付請求その他の手続については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の目前にこの要綱による改正前の高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定に基づき事業の認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市木造住宅耐震改修費等補助金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月9日から施行する。

(特例)

2 この要綱は、この要綱の施行の日前に施行された高知市住宅耐震改修費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱についても適用する。

別 <b>公</b> 第 1		<b>岩</b> 山西/比
事業区		補助要件 1 住宅耐震診断上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断
	901777222	された既存木造住宅であること。
		2 認定ソフトの精密診断法により診断した耐震改修工事後の
		上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は高知県
		知事が別に認めたものであること。
		3 原則として、引き続き当該事業により作成される耐震改修
		計画に基づき耐震改修工事を行うものであること。
		4 耐震診断士が設計するものであること。
		5 既存木造住宅に明らかな法令違反がないこと。ただし、耐
		震改修工事により法令違反を是正することとなるものについ
		ては、この限りでない。
	既存非木造住宅	1 構造設計一級建築士等による診断の結果、倒壊し、又は崩
		壊する危険性があると診断された既存非木造住宅であるこ
		と。
		2 耐震改修計画が構造設計一級建築士等により安全性を確認
		されたものであること。
		3 原則として、引き続き当該事業により作成される耐震改修
		計画に基づき耐震改修工事を行うものであること。
		4 構造設計一級建築士等が設計するものであること。
		5 既存非木造住宅に明らかな法令違反がないこと。ただし、
		耐震改修工事により法令違反を是正することとなるものにつ
	me to total to the	いては、この限りでない。
耐震改修工事	既存木造住宅 	1 住宅耐震診断上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断 された既存木造住宅であること。
		2 認定ソフトの精密診断法により診断した耐震改修工事後の
		上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は高知県
		知事が別に認めたものであること。
		3 原則として、耐震改修計画作成により作成される耐震改修
		計画に基づき当該事業を行うものであること。
		4 既存木造住宅の所有者が選任した耐震診断士が工事の現場
		確認等を実施するものであること。
		5 既存木造住宅に明らかな法令違反がないこと。ただし、耐
		震改修工事により法令違反を是正することとなるものについ
		ては、この限りでない。
	既存非木造住宅	1 構造設計一級建築士等による診断の結果、倒壊し、又は崩
		壊する危険性があると診断された既存非木造住宅であるこ
		と。
		2 耐震改修工事が構造設計一級建築士等により安全性を確認
		されたものであること。
		3 一級建築士又は二級建築士が工事の現場確認等を実施する
		ものであること。

	4 既存非木造住宅に明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事により法令違反を是正することとなるものについては、この限りでない。
除却工事	派遣事業実施要綱第2条第1号に規定する住宅耐震診断の結果、住宅耐震診断上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された既存木造住宅であること。ただし、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、高知市が倒壊の危険性があると判断したものについては、この限りでない。

## 別表第2

事業区分		補助金限度額
耐震改修計画作成	既存木造住宅	耐震改修計画作成に係る補助対象経費の額(1,000円未満の端
		数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)又は1棟当たり
		205,000円 (4戸以上の共同住宅及び長屋にあっては、410,000
		円) のいずれか少ない方の額
	既存非木造住宅	耐震改修計画作成に係る補助対象経費の額(1,000円未満の端
		数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)又は1棟当たり
		300,000円(4戸以上の共同住宅及び長屋にあっては、600,000
		円) のいずれか少ない方の額
耐震改修工事	利子補給制度を	耐震改修工事に係る補助対象経費に5分の4を乗じて得た額
	利用しない場合	(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた
		額) 又は1棟当たり1,000,000円のいずれか少ない方の額とす
		る。ただし、市長が所有者負担費用の軽減が必要と認める場合
		(法人その他の団体が申請する場合を除く。)は、200,000円
		を限度として加算することができるものとする。
	利子補給制度を	1棟当たり625,000円以内とする。
	利用する場合	
除却工事		除却工事に係る補助対象経費に100分の23を乗じて得た額
		(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた
		額)、1平方メートル当たり22,000円に補助対象住宅の延床面
		積を乗じて得た額に100分の23を乗じて得た額(1,000円未満の
		端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)又は30万円の
		いずれか少ない額